One MIZUHO

みずほインサイト

米 州

2019年8月14日

対中制裁関税の影響と示唆 制裁品目の対中輸入は2割減も、残る関税負担

欧米調査部主席エコノミスト

小野 亮

03-3591-1219

makoto.ono@mizuho-ri.co.jp

- 通商法301条に基づく対中制裁関税第4弾の発動が9月1日に迫っている。第4弾がこれまでと異なるのはその対象が消費財中心で、米国家計を直撃するのではないかと危惧されている点である。
- 〇 米国経済への影響を占う上で重要な鍵となるのが、中国輸入品の代替の動きである。少なくとも 第3弾までは、輸入代替の動きはほぼ皆無であり、制裁関税によって輸入は激減している。
- 〇 対中輸入の価格(関税)弾力性が第3弾までと同じなら、第4弾の発動により対中輸入は大きく減少するが、それでも新たな関税負担が発生する。

1. 対中制裁関税の対象比較

通商法301条に基づく対中制裁関税第4弾の発動が9月1日に迫っている。第4弾がこれまでと異なるのは、その対象が消費財中心であり、現下の米国経済をけん引している家計を直撃するおそれがあるという点である。

中国・上海で行われた米中交渉が不調に終わった直後の2019年8月1日、トランプ大統領は対中制裁関税第4弾を9月1日に発動すると発表した。3,000億ドルにのぼる品目に10%の関税を課すもので、関税率は25%に引き上げられることもあるという。その後、米政権は中国を為替操作国にも認定、対中圧力を強めて二国間交渉を有利に進めようとしている。

トランプ大統領は「株式市場は打撃を受けるだろうが、政策は驚異的で究極的には私がやったことで事態はより良くなるだろう」と語っており、「トランプ大統領は株価が大きく下落するような政策を採らない」という見方に対抗する姿勢も見せている。

対中制裁関税第1弾から第4弾まで、その対象品目を最終用途別(食料、産業用資材、資本財、自動車及び関連部品、消費財、その他)に分けて比較したものが図表1である。第1弾は資本財が9割、第2弾では資本財が7割、産業用資材が2割と、資本財が中心である。第3弾では消費財が加わり、その割合は3割にのぼった。これに対し第4弾では消費財が7割近くを占め、トランプ大統領が、これまで温存してきた消費財への課税に踏み切ったことが確認できる。

2. 第3弾までは輸入代替の動きがほぼ皆無

第4弾が全て発動された場合、米国経済にどのような影響が出るのか。鍵を握るのは中国輸入品に対する代替の動向である。代替が難しい品目であるほど、10%の関税は米企業もしくは米家計のいずれかが負担することになる。少なくとも第3弾までは、輸入代替の動きはほぼ皆無であった。





輸入代替の動向を確認する前に、第3弾までの制裁関税が米国の対中輸入に及ぼした影響についてみておこう。

図表2は、左側が第1~3弾の制裁対象品目、右側が第1~3弾では制裁対象とならなかった品目の対中輸入であり、米国商務省の基準に基づいて最終用途別に振り分けたものである。右側の非制裁対象には第4弾の対象が含まれる。なお公表されているのは原数値のみであるため、筆者が季節調整を施した。

図表2の左右のグラフを比較すると、2018年後半から2019年6月までの対中輸入の減少が制裁対象品に限られることが分かる。トランプ大統領による制裁関税は、その思惑通り、対中輸入の減少に効いているようだ。図表2右側の、制裁関税を課されない品目の対中輸入には、制裁対象品のような大きな変化がみられない。非制裁品では、2018年10月に消費財輸入が急増したがその後は収まっていること(当時は「2020年1月の関税引き上げに備えた駆け込み輸入」との解説もあったが、実際に増えたのは非制裁品の輸入)、非制裁品の資本財は緩やかな輸入増が続いていることが確認できる。

次に、第1~3弾の制裁対象品目の対中輸入と第三国(中国以外の海外からの)輸入を最終用途別に 比較したものが図表3である。米中のマクロ経済動向を左右するほどの規模で代替が生じているなら、 図表3で確認できるはずである。しかし、いずれの用途分野でも、制裁対象品の対中輸入の減少を埋め 合わせるような第三国輸入の顕著な増加は確認できない。自動車・同部品では第三国輸入が急増して いる様子がみられるが、これはメキシコ、欧州、韓国からの完成車輸入によるものであり、自動車部 品中心の対中輸入を代替する動きとは言えない。

3. 小売業にとって重い関税負担

対中輸入の価格(関税)弾力性が第3弾までと同じなら、第4弾の発動によって対中輸入は減少するが、それでも米国家計もしくは企業の関税負担はなくならない。

2019年上半期と2018年上半期の間の変化率でみると、第3弾までの制裁対象品の対中輸入額は▲27%と大幅減少している。これに対して非制裁対象品の対中輸入は+3%と増勢を保ってきた。制裁対象品に課せられた平均関税率は2019年上半期で13%(500億ドル×25%+2,000億ドル×10%。第3弾の関税率が25%に引き上げられたのは6月1日以降であり、本計算上は捨象)であるから、対中輸入の事後的な価格(関税)弾力性はおよそ2ということになる。

もし第4弾の制裁対象品の価格弾力性がこれまでと同じなら、第4弾対象品目の対中輸入は20%減少 (関税率10%×弾力性2) することになる。第3弾までの制裁対象品の対中輸入が直近の水準で横ばい 推移すると仮定しても、2020年の対中輸入額は4,130億ドルとなり、2018年の実績である5,397億ドルと比べ2割以上の大幅な減少となる。

明らかなように、制裁関税が課せられても、対象品の対中輸入がゼロになるわけではない。そして第4弾の関税は米国の家計もしくは企業が負う事になる。2019年4~6月期時点で年率15.7兆ドルの規模を持つ米家計の可処分所得や、14.5兆ドルの規模を持つ個人消費支出と比べると、年間227億ドルとみられる新たな関税負担は微々たるものである。しかし、米小売業が関税を消費者に転嫁するのは、嗜好性・差別性の強い品目でない限り、容易ではないだろう。米小売業の税引前利益は2019年4~6月期時点で年率1,512億ドルであり、上記関税額はその15%にも相当する。第4弾の一部についてはその発動が12月15日に延期されたが、米小売業に厳しい冬が待っている状況は変わらない。

図表1 対中制裁関税の対象品目

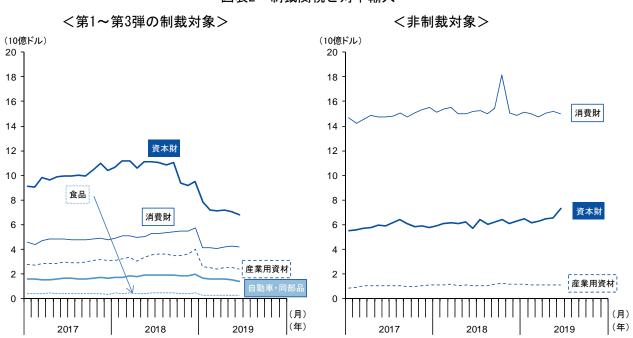
(単位:%)

	制裁対象の内訳(制裁段階別の財別シェア)					財別世界輸入に占めるシェア		
	第1弾	第2弾	第3弾	1~3累計	第4弾	1~3累計	第4弾	計
食品等	0.0	0.0	2.6	2.1	0.5	3.6	0.9	4.4
産業用資材	0.0	21.6	16.9	14.9	3.8	6.9	1.9	8.9
資本財	91.1	71.0	42.1	50.5	26.7	18.7	10.6	29.2
自動車•同部品	7.9	0.9	8.8	8.2	0.2	5.4	0.2	5.6
消費財	1.0	6.5	29.5	24.2	68.7	9.5	28.9	38.4
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.2	0.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0			

(注) 最終用途への振り分けは米国商務省基準に基づく。2017年実績。

(出所) 米国商務省より、みずほ総合研究所作成

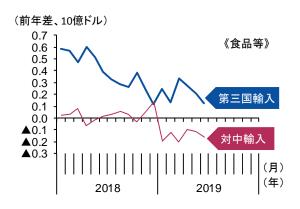
図表2 制裁関税と対中輸入



(注) 最終用途への振り分けは暦年ごとの米国商務省基準に基づく。 TRAMO-SEATSに基づく季節調整値。

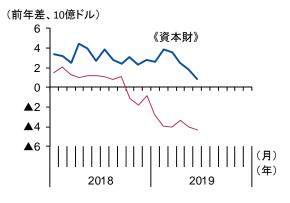
(出所) 米国商務省より、みずほ総合研究所作成

図表3 第1~第3弾制裁対象品の対中輸入と第三国輸入











- (注) 最終用途への振り分けは暦年ごとの米国商務省基準に基づく。 TRAMO-SEATSに基づく季節調整値。
- (出所) 米国商務省

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。